

賃貸型応急住宅の提供にご協力ください！

賃貸型応急住宅とは、住宅に大きな被害を受けた被災者に対して、民間賃貸住宅を供与する、災害救助法に基づく応急仮設住宅です。現在、石川県では令和4年8月3日からの大雨による災害に伴い、賃貸型応急住宅を必要とする方がいらっしゃいます。同住宅の提供に向け、仲介業者等の皆様のご協力をお願いいたします。

1. 対象区域

金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市

(令和4年8月3日からの大雨による災害に伴い、災害救助法が適用されている市町)

2. 対象者(以下のいずれかの方)※(3)を除き、「り災証明書」が必要

- (1) 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方
- (2) 半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む)であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができない方や、水害によるにおい等の影響で生活が困難な方
- (3) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示を受けている、住宅が被害を受けて居住することが困難となり親族宅等に身を寄せているなど、長期に渡り、自らの住宅に居住できないと市町長が必要と認める方

3. 住宅の条件

- (1) 家賃が1ヶ月当たり次の額以下であるもの
(次の額を超過するものは認められず、超過分を個人負担することも不可)
 - ・ 2人以下の世帯の場合 5.5万円
 - ・ 3~4人の世帯の場合 6.5万円
 - ・ 5人以上の世帯の場合 9.5万円
- (2) 貸主から同意を得ているもの
- (3) 不動産事業者(仲介業者)が斡旋した住宅であること
(ただし、貸主・管理会社が不動産事業者等の場合は個別相談)

4. 入居期間

入居時から2年以内※応急修理を併用する場合、8月4日から6ヶ月以内

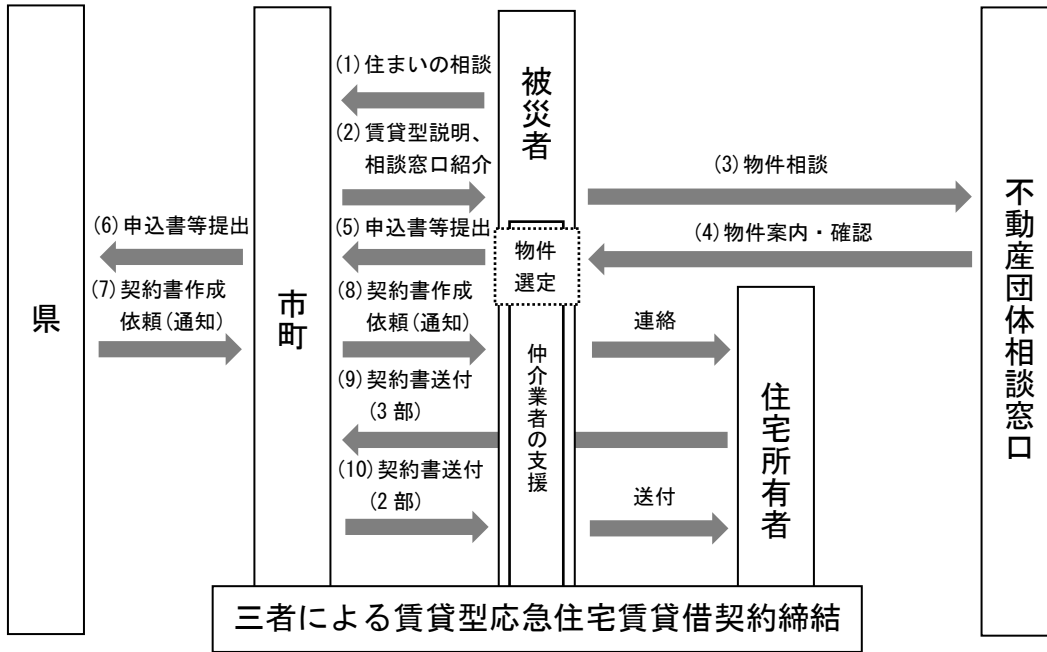
5. 相談・受付窓口

各市町の担当課

市町名	担当課	電話番号
金沢市	住宅政策課	076-220-2136
小松市	建築住宅課	0761-24-8105
加賀市	建築課	0761-72-7936

市町名	担当課	電話番号
白山市	建築住宅課	076-274-9561
能美市	まち整備課	0761-58-2251

6. 手続きの流れ



※(3)及び(4)は必須ではない

7. 行政負担となる費用

(1) 家賃等	① 家賃 住居への入居人数に応じて、家賃は次の金額を上限とし、上限額を超える物件は、借上げの対象とはならない。 2人以下:5.5万円、3~4名 :6.5万円、5名以上:9.5万円 ② 共益費、③ 管理費
(2) 退去修繕負担金 (敷金)	家賃の2ヶ月分以内 ※退去時における原状回復 (通常損耗、経年劣化を含む) に要する費用とし、退去時に返還請求を行わない。
(3) 礼金	家賃の1ヶ月分以内
(4) 仲介手数料	家賃の0.55ヶ月分以内
(5) 損害 (火災) 保険料	・ 県で一括加入する家財等の私財への補償を含めない損害 (火災) 保険料 ・ 既に民間賃貸住宅の契約を締結済で家財等の私財への補償分を除く保険料を算出できる場合 1万円/年以内
(6) 鍵交換費	実費
(7) 更新手数料	家賃の0.55ヶ月分以内

※ (2) ~ (7) の超過分を個人 (入居者) 負担することは可能

8. 留意事項

- 被災者・貸主・市町の三者契約が必要です。市町が借主となります。(被災者と貸主で既に8月4日以降に契約されて入居済の場合は、契約のやり直しを行って、支払済の費用のうち、行政負担分を遡って清算することが可能です。)
- 損害 (火災) 保険料には、家財等の私財への補償分を含めることができません。
- 三者契約の契約書面の参考様式 (必ず使用しなければならぬものではありません。) を作成しておりますので、入手を希望する方は県 HP をご確認ください。



県 HP へは左記の二次元バーコードを読み込むかクリックして、アクセスしてください